

諮問(不)第24号

答申(不)第24号

## 答 申

### 第1 審査会の結論

長崎県知事(以下「実施機関」という。)が平成30年11月6日付けで審査請求人(以下「請求人」という。)に対して行った保有個人情報不訂正決定(以下「本件処分」という。)は妥当である。

### 第2 審査請求に至る経過

#### 1 訂正請求の内容

請求人は、平成30年9月8日付けで、長崎県個人情報保護条例(平成13年長崎県条例第38号。以下「条例」という。)第26条第1項の規定により、実施機関が平成28年10月21日付28学事第233号で行った「保有個人情報開示決定通知書」及び平成28年12月2日付28学事第253号で行った「保有個人情報開示決定通知書」において開示した書面の一部について、保有個人情報訂正請求(以下「本件訂正請求」という。)を行った。

#### 2 処分の内容

実施機関は、本件訂正請求について条例第28条第2項の規定に基づき本件処分を行い、平成30年11月6日付H30-01150-01181で請求人に通知した。不訂正とした理由は、条例第27条第2項の規定による「訂正の内容が事実と合致することを証明する書類の提出又は提示」の確認ができないことから、当該訂正請求は形式上の不備があるためである。

#### 3 審査請求の内容

請求人は、平成30年11月9日付けで、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第2条の規定により、本件処分を不服として実施機関に対し審査請求(以下「本件審査請求」という。)を行った。

### 第3 請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、本件処分を取り消すとの裁決を求めるというものである。

#### 2 審査請求の理由

本件審査請求の理由は、審査請求書によるとおおむね次のとおりである。

- (1) 諮問(不)第16号において、当該対象となる28学事第233号及び28学事第253号公文書の記載内容の異常については、十分な説明を行っており、証拠書類も提出済みである。
- (2) 県民の会話そのものが県職員により捏造されているのだから、それを証明するための「書類」がそもそも県民側に存在するはずがない。

#### 第4 実施機関の主張の要旨

実施機関が弁明書及び審査会における意見陳述において説明した不訂正理由の内容は、おおむね次のとおりである。

##### 1 根拠条項の内容

条例第27条第1項では、「訂正請求しようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を実施機関に提出しなければならない」と規定され、同条同項第3号に「訂正請求の趣旨及び理由」を請求書に記載する旨が規定されている。「訂正請求の趣旨」とは「をに訂正せよ」のように当該請求においてどのような訂正を求めるかについての簡潔な結論であり、「理由」とはそれを裏付ける根拠である。

また、同条第2項では「訂正請求をしようとする者は、当該訂正の内容が事実と合致することを証明する書類を実施機関に提出し、又は提示しなければならない。」と規定されている。

##### 2 不訂正決定の検討

実施機関において、請求人に対し当該訂正請求に係る保有個人情報のどの部分が事実無根の記録であり、どのように訂正するのか具体的に示すとともに、訂正内容が事実と合致することを証明する書類を提出するよう補正を求めた結果、平成30年10月17日付け回答書の提出があったが、条例第27条第2項の規定による「訂正請求の内容が事実と合致することを証明する書類」の提出又は提示がなく、当該訂正請求に係る保有個人情報の事実関係を確認することができない。

また、請求人は個人情報保護審査諮問(不)第16号事案において十分な説明を行っており、証拠書類も提出済みであると主張しているが、それが具体的にどの資料のどの部分になるのかについて説明がなされておらず、事実関係を確認することができないため、訂正内容が事実と合致することを証明する書類の提出又は提示にはあたらない。

よって、当該訂正請求には形式上の不備があり、原処分は妥当である。

## 第5 審査会の判断理由

当審査会において、請求人及び実施機関の説明内容に基づき、本件処分の妥当性について検討した結果、次のように判断する。

### 1 条例の規定について

条例第26条第2項は、「実施機関は、訂正請求があった場合において、当該訂正につき法令等に特別の定めがあるとき、当該実施機関に訂正の権限がないときその他訂正をしないことにつき正当な理由があるときを除き、当該保有個人情報を訂正しなければならない」と規定している。ここでいう「訂正をしないことにつき正当な理由があるとき」とは、正確な事実が何であるかが不明である場合や訂正請求に形式上の不備がある場合などが挙げられ、適法な訂正請求があった場合は、このような正当な理由がある場合を除き、実施機関は当該個人情報を訂正する義務を負うとの原則を定めたものである。

また、条例第27条第2項は、「訂正請求をしようとする者は、当該訂正の内容が事実と合致することを証明する書類を実施機関に提出し、又は提示しなければならない」と規定し、訂正請求者は、保有個人情報の内容が事実と合致していないこと、又は訂正請求者の主張する内容が事実と合致していることを実施機関に確信させるようなものを提出又は提示しなければならないこととなっている。

さらに、条例第27条第3項において準用する条例第13条第3項は、「実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をしたものに対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる」と規定している。

### 2 本件処分の妥当性について

当審査会において本件訂正請求にかかる補正等の経緯について確認したところ、第4の2において実施機関が説明しているとおり、平成30年10月17日付け及び平成30年10月30日付けで請求人から提出された補正命令書に対する回答書において、内容が事実と反する点の一部については説明がなされたものの、訂正内容が事実と合致することを証明する書類の提出又は提示がなされたとは認められなかった。

条例第27条第2項の規定は、「事実と合致することを証明する書類」について、請求者が提出しなければならないことを定めたものであり、「事実と合致することを証明する書類」が身分証明書などの客観的に見て事実と合致することを証明する部分が明らかなものである場合を除いては、請求者が単に証拠書類を過去に提出した旨を申し出るだけでは足りず、仮に過去に別の申請等で提出した書類を証拠書類として提示するにしても、請求者が訂正請求の内容に照らして当該証拠書類のどの部分が事実と合致することを裏付けるのかを具体的に特定して示すべきであり、実施機関がそれを精査し特定することまでは求めているものではないと解釈される。

また、実施機関が請求人に対して行った形式上の不備に係る補正の求めは、訂正請求に係る訂正部分及び訂正内容を具体的に示すこと及び訂正内容が事実に合致することを証明する書類の提出を求めたものであり、定めた補正期間も不当に短いものとは認められず、条例第 27 条第 3 項において準用する第 13 条第 3 項の規定の趣旨に照らして相当であると認められる。

したがって、本件訂正請求には条例第 27 条第 2 項に規定された訂正の内容が事実に合致することを証明する書類の提出又は提示がないという形式上の不備があるところ、前記のとおり実施機関による相当の期間を定めた補正の求めによっても、その不備は補正されなかったと認められる。よって本件訂正請求には形式上の不備があることから、実施機関が訂正しないことにつき正当な理由があると認められる。

### 3 請求人のその他の主張について

請求人は、審査請求書及び反論書において種々主張しているが、いずれも当審査会における前記判断を左右するものではない。

### 4 結論

以上のことから、本件訂正請求には形式上の不備があり、訂正をしないことにつき正当な理由があると認められるため、実施機関が本件処分を行ったことは妥当である。

よって、前記第 1 のとおり判断する。

審査会の審査経過

年月日	審査経過
令和元年5月8日	実施機関から諮問書を受理
令和元年9月13日	審査会（審査）
令和元年10月9日	審査会（審査）
令和元年11月8日	審査会（審査）
令和元年11月15日	答申

答申に関与した長崎県個人情報保護審査会委員名簿

氏名	役職	備考
武藤 智浩	弁護士	会長
池内 愛	弁護士	
小林 透	長崎大学副学長	
清水 千恵子	学識経験者	